

別紙

諮問第1120号

答 申

1 審査会の結論

本件不開示決定を取り消し、別表に掲げる部分を開示すべきである。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、審査請求人が行った「いじめの重大事態の調査の調査報告書」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和6年5月24日付けで行った本件不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件不開示決定は、法78条1項6号及び7号に基づき不開示としたものであり、妥当である。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和6年8月29日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年10月30日に実施機関から理由説明書を収受し、同年11月26日（第250回第一部会）から令和8年2月24日（第263回第一部会）まで、14回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

## ア 対象保有個人情報の特定及び本件不開示決定の経緯について

本件開示請求に係る対象保有個人情報は、東京都立〇〇高等学校（以下「本件学校」という。）に在籍する生徒（以下「当事者A」という。）からいじめの訴えがあったため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）28条1項に基づき、重大事態に係る事実関係を明確にするために設置された「東京都立〇〇高等学校いじめ調査委員会」（以下「本件学校委員会」という。）が、事実の調査・検証を行い作成した報告書（以下「本件報告書」という。）である。

実施機関の説明によると、本件報告書は、いじめ防止対策推進法28条2項に基づき、当事者A及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するために作成したものであるとのことである。審査会が実施機関に事情を確認したところ、当事者Aとは別の当該いじめの当事者である審査請求人（以下「当事者B」という。）を含む他の生徒らに対しては、本件開示請求日以前に、本件報告書に記載された内容の全てではないものの、当事者Aの機微に触れる情報を除き、いじめと認識された事実に関する全般について、教育的指導や再発防止等の観点から情報提供を行ったとのことであり、そのため、実施機関は、本件開示請求に対して当事者Bを本人とする対象保有個人情報として本件報告書を特定した旨説明する。その上で、対象保有個人情報の全体が、地方公共団体等の内部における審議、検討又は協議に関する情報であることから法78条1項6号に該当し（以下「不開示理由1」という。）、今後の事業執行に支障を及ぼすおそれがある情報であることから同項7号にも該当する（以下「不開示理由2」という。）として、本件不開示決定を行った旨説明する。

なお、審査請求書を確認する限り、当事者Bは、本件報告書を実施機関が対象保有個人情報として特定したことについての異議は申し立てていない。

## イ 本件不開示決定の妥当性について

実施機関は、本件報告書の全体が法78条1項6号及び7号に該当すると説明することから、以下それぞれの不開示理由の妥当性について判断する。

### （ア）不開示理由1について

実施機関は、本件報告書に記載された情報について、いじめの実態調査における審議、検討又は協議に関する情報であることから、これを開示すると、本件学校委員会での率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれに加え、当事者の間に混乱を生じさせる又は被害者に心理的不利益を与えるおそれがあり、本件報告書の全体が法78条1項6号に該当すると説明する。また、実施機関に確認をしたところ、現時点で本件学校委員会は既に解散しており、本件報告書記載の事案に対するいじめ防止対策推進法30条2項に基づく再調査等が予定されているといった事情はないとのことであった。

審査会が本件報告書を見分したところ、本件報告書記載の事案に対するいじめ防止対策推進法28条1項に基づく調査は、本件学校の下に設けた本件学校委員会から提言された再発防止策をその内容に含む本件報告書の作成により基本的に完了していることがうかがわれた。

審査会が検討するに、前記アのとおり、当事者Bに対して一定の情報提供がなされていることに照らせば、いじめの実態調査として未成熟な情報や、事実確認が不十分な情報等が本件報告書に記載されているとは考え難い。そのため、本件報告書を当事者Bに開示することで、本件学校委員会での率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれは想定されない。

なお、個人情報保護委員会が策定した「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」6-1-3-1-5（2）では、法78条1項6号の該当性は「機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等、審議等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が必要」とされている。

このことを踏まえても、本件においては、いじめ行為の認定等に関する具体的な次の意思決定が行われるなどの事情も見当たらないため、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ等があるとは認められず、本件報告書が法78条1項6号に該当するとの実施機関の説明を首肯することは

できない。

(イ) 不開示理由2について

実施機関は、本件報告書には非常に繊細な内容が含まれていることから、これを公にすると、今後、率直な意見交換や生徒からの聴取が行われず、いじめの実態把握が困難となるなど、いじめ防止対策推進法28条1項に基づく調査に支障を及ぼすおそれがあり、本件報告書の全体が法78条1項7号に該当すると説明する。

審査会が本件報告書を見分したところ、本件報告書には、確かに当事者Aの心情の吐露など第三者からはうかがい知れない事情などの繊細な内容が含まれていることが確認できた。よって、実施機関による法78条1項7号該当性の説明は、本件報告書には当事者B以外の個人に関する情報も含まれるため、本件報告書が開示されて公になると、本件報告書に含まれる各個人の権利利益が害されるおそれが生じることから、被調査者である各個人と実施機関の信頼関係が維持できなくなり、今後の同種の事案においていじめの実態把握が困難になる等の行政上の支障があるとの趣旨であると解される。

しかしながら、本件報告書は、その全体に当事者Aに関する情報が含まれることは明らかである一方、前記アのとおり、当事者Bにも既に一定の情報提供がなされていることに照らすと、本件報告書に記載された情報が部分的に開示されたとしても、今後の同種の事案においていじめの実態把握を困難にする等の行政上の支障を生じさせる原因になるとは考えられず、本件報告書の全体が法78条1項7号に該当するとの実施機関の説明を首肯することはできない。

ウ 対象保有個人情報の部分開示の可否について

前記イを踏まえると、実施機関が説明する不開示理由1及び2を理由とした、本件報告書の全体を法78条1項6号及び7号該当によって不開示とする本件不開示決定は妥当ではない。

もっとも、本件報告書は、当事者Bを本人とする情報のみならず、当事者A及びその他の生徒達の言動等に関する情報が重層的に記載された部分を含んでいる。このため、不開示理由2が首肯できないことをもって本件報告書に法78条1項7

号該当の余地がないとしてその全てを開示するとなると、当事者B以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報まで開示されることとなり、その結果、被調査者である各個人と実施機関の信頼関係が損なわれることは想像に難くない。

このため、本件報告書は、その全体を一律に不開示にするのではなく、同報告書に記載された情報を各階層で捉えて検討し、実施機関が主張する法78条1項7号の不開示事由たる「おそれ」等を生じさせる原因と認められる情報に限り不開示とし、その余の部分については開示すべきである。

よって、審査会は本件報告書に記載された各章段等に着目して見分し、社会通念上意味を有するひとまとまりの情報ごとの法78条1項7号の該当性を再検討した上で、部分開示の可否を判断する。

#### (ア) 本件報告書の構成

本件報告書は、表紙、目次のほか、本件学校委員会の概要（「第1」）、同委員会における事実認定（「第2」）、本件学校の対応（「第3」）、再発防止策の提言（「第4」）の全4章から構成される。

#### (イ) 表紙

表紙は、「いじめ調査委員会報告書」との題字のほか、報告書の策定年月日及び「都立〇〇高等学校いじめ調査委員会」との報告書策定主体が記載されるのみであるため、別表項番1に掲げる情報は、法78条1項7号に該当せず、開示すべきである。

#### (ウ) 目次

目次は、本件報告書の各章とそれに応じた細節の件名が一覧的に記載されている。

- a 各章名のうち、「第1」及び「第3」並びに「第4」の細節の件名（本件学校委員会の設置、本件学校について、いじめ防止対策推進法のいじめの理解等といった記載）は、一般的な記載であり、法78条1項7号に該当しない。

- b 各章名のうち、「第2」の細節4から23までの件名には、当事者Aが主張するいじめ行為の内容の要約が付記された部分が含まれる。

審査会が当該件名を詳細に見分したところ、細節4から9までの件名に付記された当事者Aが主張するいじめ行為の内容は、一部のいじめ行為の具体的な日付及び行為の情報を除いて、本件学校が○月○日に当事者Bを同席させて行った当事者Aとの会合（以下「○月○日の会」という。）において当事者Aが発言した内容であることが本件報告書から読み取れる。個人情報保護委員会は、「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）」5-4-5として、一般的に、開示請求者本人同席の下での開示請求者以外の者の発言の内容は、不開示情報から除かれると考えられるが、個別の事案ごとに適切に判断する必要があるとしている。本件報告書について検討したところ、○月○日の会における当事者B同席の下での当事者Aの発言の内容は、法78条1項7号にいう事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは考えにくい。

よって、別表項番2に掲げた、「第2」の細節4から9までの件名中のいじめ行為の内容（細節4の件名の一部を除く。）は、当事者Bが知ることが予定されているものと認められ、これを開示しても、調査等に係る事務において、正確な事実の把握を困難にするおそれや、実施機関の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ、公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ等があるとは認められず、開示すべきであるが、細節4の件名の一部及び細節10から23までの件名中のいじめ行為の内容は、開示すると、審査請求人以外の被調査者である各個人と実施機関の信頼関係が損なわれ、今後の同種の事案においていじめの実態把握に際して公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあると認められることから、法78条1項7号に該当し、不開示が妥当である。

#### (エ) 本件学校委員会の概要

本件学校委員会の概要に関する「第1」は4つの細節で構成されている。

- a 「第1」の細節のうち、「1」及び「3」並びに「4」の事項（本件学校

委員会の設置や同委員会の調査期間・方法、事実認定の留意点等)は、一般的な記載であり、法78条1項7号に該当しない。

- b 「第1」の細節のうち、「2」には、当事者Aに関する記載が含まれることが確認される。

よって、別表項番3に掲げた、本件学校委員会の概要に関する章から当事者Aに関する部分を除いた部分は、法78条1項7号に該当しないため、開示すべきである。

(オ) 本件学校委員会における事実認定

本件学校委員会における事実認定に関する「第2」は23の細節で構成され、認知の端緒や〇月〇日の会の様子、当事者AとBの関係性のほか、当事者Aが訴えるいじめ行為が列記されている。

- a 「第2」中、「1」から「3」まで

「第2」中、「2」は、当事者Bが同席した〇月〇日の会に関する記載であり、当事者A及びBの双方が了知している内容と認められ、法78条1項7号にいう事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは考えにくい。

一方、「1」及び「3」は、当事者Aの訴えを端緒とした本件学校委員会の調査内容が記載されるが、このうち、当事者Bが参加した学校行事や所属する部活動等に関する情報は、法78条1項7号に該当しない。

よって、別表項番4の①から③までの情報は、当事者Bが同席又は参加した会合や学校行事、所属する部活動等に関する情報であり、法78条1項7号に該当しないため、開示すべきであるが、その他の情報は、開示すると、審査請求人以外の被調査者である各個人と実施機関の信頼関係が損なわれ、今後の同種の事案においていじめの実態把握に際して公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあると認められることから、法78条1項7号に該当し、不開示が妥当である。

b 「第2」中、「4」から「9」まで

「第2」中、「4」から「9」までは、○月○日の会で当事者Aが発言の上主張したいじめ行為について、本件学校委員会が調査した内容である。

このうち、「4」から「9」までの各見出しの情報は、前記(ウ)のとおり、一部の情報を除き、法78条1項7号に該当しない。

また、各見出しの次行から記載される各調査内容には、当事者A及びBの供述内容が混在している記載が含まれており、それらが密接不可分となっている部分も散見される。一方、当事者Bが参加した学校行事や所属する部活動等に関する情報のほか、当事者Bが体験した学校生活の様子であって当事者Aをはじめとする第三者の個人に関する情報を含まない部分及びそれについて当事者Bが本件学校委員会に対して供述した内容の部分、当事者Bの供述内容を基に行った本件学校委員会の考え方を記載した部分等であって、それらの部分を容易に区分して除くことができるものも含まれる。

この点につき審査会が改めて本件学校委員会による調査内容を見分した結果、別表項番4の④から⑨までの情報は、当事者Bを本人とする情報であって開示しても当事者B以外の個人の権利利益を害するおそれが生じるとは認められない。

よって、別表項番4の④から⑨までの情報は、これを開示しても、調査等に係る事務において、正確な事実の把握を困難にするおそれや、実施機関の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ、公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ等があるとは認められず、開示すべきであるが、その他の情報は、開示すると、審査請求人以外の被調査者である各個人と実施機関の信頼関係が損なわれ、今後の同種の事案においていじめの実態把握に際して公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあると認められることから、法78条1項7号に該当し、不開示が妥当である。

c 「第2」中、「10」から「23」まで

「第2」中、「10」から「13」までは、上記bと異なり、○月○日の会で当事者Aが発言していないが、当事者Aが主張したいじめ行為について本件

学校委員会が調査した内容である。また、「14」から「23」までは、当事者A単独の供述や当事者Aの同級生に関する調査内容が主なものであり、当事者Bに関する記載は断片的に確認されるにすぎないものである。

このため、各見出しの情報については、前記（ウ）のとおりである。一方、各見出しの次行から記載される各調査内容の本文には、部分的ではあるが、上記bと同様、当事者Bが体験した学校生活の様子であって当事者Aをはじめとする第三者の個人に関する情報を含まない部分及びそれについて当事者Bが本件学校委員会に対して供述した内容の部分、当事者Bの供述内容を基に行った本件学校委員会の考え方を記載した部分等であって、それらの部分を容易に区分して除くことができるものも含まれる。

この点につき審査会が改めて本件学校委員会による調査内容を見分した結果、別表項番4の⑩から⑱までの情報は、当事者Bを本人とする情報であって開示しても当事者B以外の個人の権利利益を害するおそれが生じるとは認められない。

よって、別表項番4の⑩から⑱までの情報は、これを開示しても、調査等に係る事務において、正確な事実の把握を困難にするおそれや、実施機関の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ、公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ等があるとは認められず、開示すべきであるが、その他の情報は、開示すると、審査請求人以外の被調査者である各個人と実施機関の信頼関係が損なわれ、今後の同種の事案においていじめの実態把握に際して公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあると認められることから、法78条1項7号に該当し、不開示が妥当である。

#### （カ）本件学校の対応及び再発防止策の提言

「第3」には本件学校の対応が、「第4」には再発防止策の提言が、それぞれ記載されている。

- a まず、「第4」に関して、文部科学省が策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を確認したところ、同ガイドラインにおいて、いじめ調査報告書は、対象児童生徒・保護者に説明を行う基となるものとされ

ており、同報告書は特段の支障がない限り「公表」することが望ましく、特に、学校の対応等に関する記述（指摘や課題に係るもの等）を「公表」しないと外部からの不信を招く可能性があるとされている。

このことを参酌すると、別表項番6として掲げた、再発防止策の提言が記述された「第4」の全部の情報は、少なくとも実施機関が当事者Bに「開示」することに伴って支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、法78条1項7号に該当しないため、開示すべきである。

- b 次に、「第3」は、3つの細節（「1」から「3」まで）により構成されており、当事者Aに関する記載も全般的には含まれているが、「1」は、本件学校に関する一般的な記載であり、法78条1項7号に該当しない。また、「2」及び「3」には、本件学校による本件いじめ問題に関する具体的な対応や、それを踏まえた小括が記載されているが、上記aで述べた「第4」とほぼ同様の情報や、前記（オ）までにおいて開示すべきとした情報であって、それらの部分を容易に区分して除くことができるものも含まれる。

このことを踏まえると、別表項番5に掲げた、「第3」の一部の情報は、これを開示しても、調査等に係る事務において、正確な事実の把握を困難にするおそれや、実施機関の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ、公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ等があるとは認められず、開示すべきであるが、その他の情報は、開示すると、審査請求人以外の被調査者である各個人と実施機関の信頼関係が損なわれ、今後の同種の事案においていじめの実態把握に際して公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあると認められることから、法78条1項7号に該当し、不開示が妥当である。

以上のことから、別表に掲げる部分については、開示することにより、実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、法78条1項7号に該当しないことから開示すべきである。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、

これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

倉吉 敬、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環

別表（開示すべき部分）

項番	本件報告書のうち開示すべき部分	該当頁
1	表紙（全て）	1 頁目
2	目次のうち、以下の部分 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第1」の全て</li> <li>・「第2」の見出し及び細節1から3までの全て</li> <li>・「第2」の細節4（27文字目から29文字目までを除く。）</li> <li>・「第2」の細節5から9までの全て</li> <li>・「第2」の細節10から12までのそれぞれ15文字目まで</li> <li>・「第2」の細節13から23までのそれぞれ16文字目まで</li> <li>・「第3」及び「第4」の全て</li> </ul>	2 頁目及び 3 頁目
3	「第1」の見出し及び次行以下（「2」の2行目21文字目から3行目2文字目までを除く。）	4 頁目及び 5 頁目
4	「第2」の見出し及び以下の部分	5 頁目
	①「1」の見出し及び（1）の1行目から3行目6文字目まで（（1）の1行目16文字目から2行目28文字目までを除く。）	
	②「2」の全て	6 頁目
	③「3」の見出し及び以下の部分 <ul style="list-style-type: none"> <li>・（7）及び（8）の全て</li> <li>・（9）の1行目から3行目まで及び5行目6文字目から9行目まで</li> </ul>	6 頁目から 8 頁目まで
	④「4」の見出し（27文字目から29文字目までを除く。）及び以下の部分 <ul style="list-style-type: none"> <li>・（6）の1行目（末字を除く。）及び3行目21文字目から末字まで</li> <li>・（7）の1行目から8行目20文字目まで</li> </ul>	8 頁目及び 10 頁目
	⑤「5」の見出し及び以下の部分 <ul style="list-style-type: none"> <li>・（1）の1行目から2行目まで</li> <li>・（2）の全て</li> <li>・（4）の6行目から25行目まで</li> </ul>	10 頁目から 12 頁目まで
⑥「6」の見出し及び以下の部分	12 頁目から	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (1) の1行目から2行目まで</li> <li>・ (2) 及び (8) の全て</li> <li>・ (11) の3行目9文字目から9行目まで</li> </ul>	14頁目まで
<p>⑦「7」の見出し及び以下の部分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (2) の全て</li> <li>・ (4) の7行目から10行目まで</li> <li>・ (6) の全て</li> </ul>	15頁目及び 16頁目
<p>⑧「8」の見出し及び以下の部分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (1) 及び (2) の全て</li> <li>・ (5) の4行目22文字目から13行目7文字目まで</li> </ul>	16頁目及び 17頁目
<p>⑨「9」の見出し並びに (1) 及び (8) の全て</p>	17頁目及び 19頁目
<p>⑩「10」の見出し (15文字目まで) 及び以下の部分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (2) の全て</li> <li>・ (3) の1行目から4行目28文字目まで</li> <li>・ (4) の全て (6行目9文字目から8行目までを除く。)</li> </ul>	20頁目及び 21頁目
<p>⑪「11」の見出し (15文字目まで) 及び以下の部分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (3) の全て</li> <li>・ (4) の1行目から2行目16文字目まで及び6行目21文字目から10行目まで</li> <li>・ (6) の1行目及び2行目16文字目まで</li> </ul>	21頁目及び 22頁目
<p>⑫「12」の見出し (15文字目まで) 及び以下の部分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (3) 及び (6) の全て</li> <li>・ (7) の1行目から10行目26文字目及び14行目33文字目から17行目19文字目まで、18行目18文字目から22行目まで</li> <li>・ (8) の3行目36文字目から6行目まで及び9行目から11行目まで</li> <li>・ (10) のア. の全て及びオ. の6行目21文字目から11行目まで、カ. の全て</li> </ul>	22頁目から 25頁目まで
<p>⑬「13」の見出し (16文字目まで) 並びに (2) 及び (8) の全て</p>	27頁目及び 28頁目

	⑭ 「14」 から 「16」 までの見出し（それぞれ16文字目まで）	29頁目から 31頁目まで
	⑮ 「17」 の見出し（16文字目まで）及び以下の部分 ・（1）及び（2）の全て ・（3）の1行目から5行目25文字目まで	32頁目及び 33頁目
	⑯ 「18」 の見出し（16文字目まで）	35頁目
	⑰ 「19」 の見出し（16文字目まで）及び（3）の全て、（9）の 9行目から11行目まで	38頁目から 41頁目まで
	⑱ 「20」 及び 「21」 の見出し（それぞれ16文字目まで）	41頁目及び 43頁目
5	「第3」 の見出し及び以下の部分	46頁目及び
	① 「1」 の全て	47頁目
	② 「2」 の見出し及び以下の部分	47頁目及び
	（2）の見出し及びイ. からエ. までの全て	48頁目
	（3）の見出し及び以下の部分 ・ア. の1行目から2行目20文字目 ・イ. の全て ・ウ. 1行目から10行目4文字目及び12行目11文字目から15 行目まで ・カ（1行目10文字目から27文字目を除く。）	48頁目から 49頁目まで
	（4）の見出し及び以下の部分 ・ア. （1行目3文字目から20文字目までを除く。） ・イ. （4行目19文字目から5行目までを除く。） ・ウ. （4行目26文字目から9行目までを除く。） ・エ. の全て	49頁目から 50頁目まで
	（5）の見出し及びア. 1行目から2行目8文字目まで	50頁目から
	（6）の見出し及びエ. の全て	51頁目まで
	（7）の見出し及びイ. の全て	
	（9）の見出し及び以下の部分 ・ア. の4行目から8行目まで ・イ. の1行目から5行目まで及び10行目33文字目から13行	52頁目から 54頁目まで

	目18文字目まで、14行目6文字目から16行目9文字目まで ・ウ. 及びエ. の全て	
	(13) の見出し及びア. の1行目及び3行目12文字目から5行目まで	55頁目
	(15) (ア. の2行目11文字目から4行目6文字目まで及び7行目18文字目から21行目まで、キ. からケ. までを除く。)	55頁目及び 58頁目まで
	(22) の見出し及び以下の部分 ・ア. の1行目から2行目5文字目まで ・イ. の全て ・ウ. の1行目から7行目まで及び10行目14文字目から23行目23文字目まで	60頁目から 61頁目まで
	(28) から (30) までの全て	63頁目及び 64頁目
	③「3 まとめ」の見出し及び以下の部分 ・(1) (ア. の5行目26文字目から6行目及びイ. の4行目29文字目から10行目、ウ. 及びエ. の全部を除く。) ・(2) のア. 5行目10文字目から6行目32文字目まで及びイ. の2行目から5行目まで、エ. の4行目から7行目まで、カ. の1行目から7行目まで ・(3) の全て	64頁目から 67頁目
6	「第4」の全て	67頁目から 71頁目